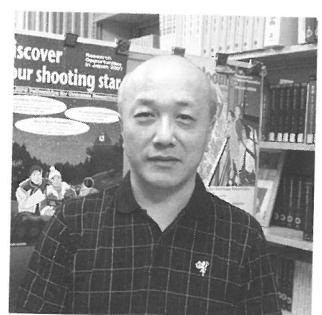


特別支援学校設置基準問題にみる特別支援教育条件整備の課題

日本大学 高橋 智



特別支援学校の過大・過密化問題

2020年12月17日の毎日新聞朝刊の紙面トップにおいて「小学校35人学級へ、40年ぶり一律引き下げ」の記事と並び、それとは対照的な「特別支援学校転用・間仕切り2783教室、児童・生徒数増え不足深刻」との記事が、3面には「特別支援学校の環境整備—教室幅3メートルプラスで壁—設置基準なく『過密化』不可避」の記事が掲載されました。

最初の記事では、全国の特別支援学校で理科室などの特別教室や会議室を普通教室に転用したり、教室を間仕切りで分けて使用しているケースが少なくとも2783室あること（公立の特別支援学校は1087校あるので単純計算で1校あたり2室以上）が毎日新聞の取材で判明し、特別支援学校は在籍児童生徒数の増加によって教室不足に直面し、苦肉の策で教室を捻出している実態が書かれています。

なスペースが取れないなか、マスクを外す給食の時間は特に細心の注意が求められ、校長は「けがや事故が起きやすい状況にあるし、災害など有事の際の誘導も不安が拭えない」と打ち明けたことが書かれています。

特別支援学校の過大・過密化問題は全国で生じており、例えば児童生徒数が多いため「トイレが足りず、休み時間はトイレに行列。間に合わなくて漏らしてしまう」「職員室もぎゅうぎゅうで身動きができない」「給食が人数分つくれず、教職員はお弁当に」「スクールバスの台数が増えすぎて、登校時は校門前が渋滞。下校時は放課後ディの送迎車が列をなす」という実態が明らかとなっています（特別支援学校の過大・過密解消につながる設置基準の策定を～私たちが求める設置基準策定に向けての「提言」～2020年12月）。

特別支援学校には設置基準がない

過大・過密化問題は主に特別支援学校で生じており、その直接の原因は特別支援学校に設置基準（例えば小学校の場合・校舎・運動場の面積、普通教室・特別教室等、図書室、保健室、職員室、体育館、指導・保健衛生・安全上必要な種類・数の校具・教具等）がないことによるものです。それゆえに幼児児童生徒数が増えて過密化が進んでも、子どもの数に応じた校舎・運動場の面積、普通教室・特別教室・図書室等の校舎に備えるべき施設に関わる法的根拠がないために、解消する手立てがありません。

学校教育法第3条には「学校を設置しようとする者は、学

校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」とありますが、学校教育法に定められた「学校」である幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学及び高等専門学校のうち特別支援学校のみに設置基準がないことは、そもそも特別支援学校は学校として存立しているのかという疑念すら生じてしまいます。

特別支援学校に設置基準がないことについて、国は長らく「障害の度合いに応じて必要な施設も違う。それぞれの実情に合った柔軟な対応が出来るようにするため」と主張していました（NHKおはよう日本「特別支援学校、教室不足が深刻」2013年5月20日）。そうした対応に対しても、当事者・関係者・市民等からきびしい批判や改善要望が数多く出されて、ようやく国・文部科学省も譲歩し、例えば中央教育審議会初等中等教育分科会も2020年9月28日「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ（案））において「特別支援学校の教育環境を改善するため、国として特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定するとともに、在籍者の増加に伴う教室不足の解消に向けて、特別支援学校の新設や増築をおこなったり、他の学校の余裕教室を特別支援学校の教室として確保したりする」と記載されるに至りました。

さらに、2021年1月26日の中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」においては、前記